

三重不老会

献体のおはなし

献体登録からご遺骨まで



目次

【第1章】献体とは

- (1) 献体とは 3
- (2) 献体されたお身体の使用目的 3

【第2章】献体登録について

- (1) 本人の意思確認と親族の同意 4
- (2) 献体同意者の範囲 5
- (3) 献体登録可能地域 6
- (4) 臓器・角膜提供と病理・法医解剖 6
- (5) 現病歴と既往歴について 6
- (6) ご遺骨受取と期間について 6
- このような場合は献体登録できません 7
- 登録条件をチェックしてみましょう 7

【第3章】献体の実行

- 登録者が亡くなられたら 8
- (1) ご遺族への最終確認 8
- (2) お迎え前の確認と搬送 9

【第4章】納棺からご遺骨返還まで

- 納棺 11
- 火葬およびご収骨 11
- 解剖体感謝式および御遺骨返還式 11
- 文部科学大臣からの感謝状について 12

【第1章】 献体とは

(1) 献体とは

献体とは、医師・歯科医師の養成と医学・歯学の発展と進歩のために、死後自分の身体を無条件・無報酬で提供することです。

(2) 献体されたお身体の使用目的

①医学部医学科の学生のための解剖実習

医学部医学科の学生が人体の構造を学習するためのもっとも重要な実習として、解剖実習を行います。

②解剖実習見学の実施

医師以外の医療従事者(看護師、理学・作業療法士等)を目指す学生に対する教育の一環として、解剖実習の見学を実施しております。



【第2章】 献体登録について

(1) 本人の意思確認と親族の同意

献体登録をするには本人の意思確認が必要となります。

必ず献体登録希望者である本人が直接お電話、または三重大学医学部までお越しください。

代理の方の連絡では受付できません。

以下のような本人の意思が確認できない場合は受付できません。

◇意識障害

◇認知症

◇大学の献体担当職員が意思確認できないと判断した場合

ただし以下の場合はこの限りではありません。親族から大学の献体窓口までご相談ください。

◆耳が不自由で電話が困難かつ、身体的理由で来学できない

◆目や手が不自由で申込書に自筆記入できない

献体登録をするには2名の献体同意者が必要です。

献体の同意者として申込書に署名いただける範囲は、三親等以内の親族です。

《同意者の必要性について》

昭和 58 年 11 月に「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」が施行されておりますが、その第三条に「献体の意思は、尊重されなければならない。」とされています。しかしそれには「死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合」(第四条の一)という条件がつけられております。また献体の連絡実行をしていただくのがご遺族であることを考えますと、同意は不可欠の条件です。

(2) 献体同意者の範囲

献体の同意者として申込書に署名いただける範囲は、三親等以内の親族です。

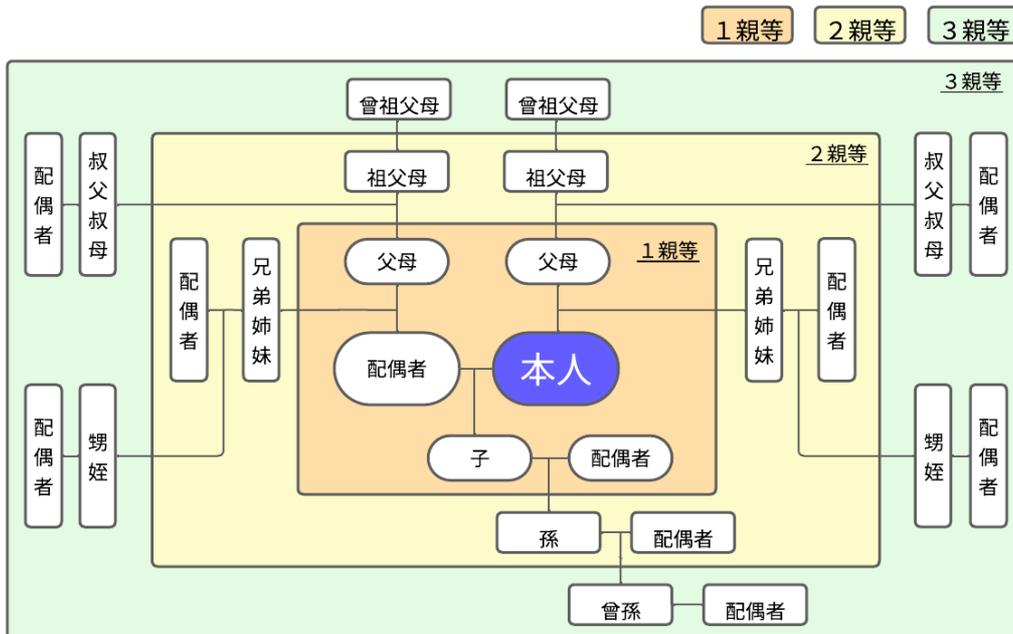
(配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、甥姪、その配偶者)

詳しくは下の親等早見表をご確認ください。

同意者になれるのは18歳以上の方です。未成年者は同意者になりません。

いとこや親等早見表以外の親戚、友人、知人は同意者になりません。

親等早見表



※いとこは4親等です

(3) 献体登録可能地域

三重大学で献体を希望される場合は、三重県内にお住まいの方のみとなります。三重県以外にお住まいの方は献体登録できません。また、登録後に三重県外へ引っ越しされ、住所を変更された場合は、登録を継続することができません。引っ越しされたら必ず献体窓口までご連絡ください。

(4) 臓器・角膜提供と病理・法医解剖

臓器提供や病理・法医解剖を実施すると臓器が取り出されるため、人体の構造の勉強に不都合が生じます。また死後メスを入れることによって防腐処置ができなくなるため献体をすることができません。

臓器移植には、年齢制限があるため、その年齢を超えた後に献体へ切り替えるという意味をご親族へ伝えていただいている場合は献体登録も可能です。一度献体窓口までご相談ください。

※病理解剖：主治医から病因・病変・治療の効果などを確かめるために解剖の申し出があった際に行われる解剖

※法医解剖：事件事故に巻き込まれて、変死の原因や死亡の状況など、行政上・司法上必要な医学的事項を明らかにする為に行われる解剖

(5) 現病歴と既往歴について

医学・歯学の教育に必要な情報となります。献体登録をされる場合は、申込書の裏面に現病歴・既往歴の有無をわかる範囲でご記入ください。

詳細な年月日が分からない場合は、おおよその年齢のみご記入ください。

登録後に「病気になる」「手術をした」場合は、できるだけ親族間で共有していただき、献体されるときに窓口へお知らせください。

(6) ご遺骨受取と期間について

三重大学に献体される場合は、献体後必ずご遺骨の受取をしていただきます。

最長3年程でご遺骨返還できるよう努めております。

三重大学には納骨堂や提携している合同基地などはありません。

■このような場合は献体登録できません■

- 親族に献体について話をしていない
- 親族内で一人でも反対者がいる
- 戸籍上全く身寄りがない
- ご遺骨を受け取りいただけない

献体申込書を受理できない場合

- 献体申込書や同意者の筆跡が同じ
- 献体申込者や同意者に知らせず代理で記入していた
- 「献体同意者の範囲」以外の署名がある

献体に申込みをされる前に、必ず上記の項目をご確認ください。

□登録条件をチェックしてみましょう□

- 献体登録は希望者本人の意思で決めた
- 三重県内に住んでいる
- 臓器・角膜提供後は献体できないことを理解している
- 親族に献体についての相談をしている
- 親族の中に献体を反対する者はいない
- 献体申込書の同意者欄へ署名をいただける親族が2名いる
- ご遺骨の受取人がいる
- ご遺骨の受取期間について親族は承知している



すべてにチェックはつきましたか？

献体登録を希望される方は、献体窓口までご連絡ください。

チェック項目をお電話で確認後、献体申込書等をお送りいたします。

項目にひとつでもチェックの付かないものがあれば献体登録はできません。

献体窓口：059-232-1111 内線 6885

【第3章】 献体の実行

■登録者が亡くなられたら

まずはご遺族が以下にお電話ください。献体の受け入れ判断の後、
献体担当職員から今後の流れをご説明いたします。

献体窓口(平日9時～16時)： 三重不老会事務局(三重大学医学部 発生再生医学)
059-232-1111 内線 6885

時間外・土曜・日曜・祝日： 三重大学附属病院宿直室

059-232-1111 内線 5230 または 5233

夜間の場合は翌日朝9時以降、週末の場合は週明けの平日朝9時以降に
最終的に献体をお受けできるかどうかの判断をいたします。

病院関係者・施設関係者など、ご遺族以外からのご連絡では受付できません。

(1) ご遺族への最終確認

ご遺族から連絡が入りましたら、以下を確認させていただきます。

① 登録者であるか

三重大学で献体登録がされているか確認します。

氏名と献体登録番号をお知らせください。

② 本当に献体されるか

献体登録をしていますが、必ず献体しなければならないわけではありません。ご遺族のみなさんでよくご相談していただき、献体されるかどうかをご判断ください。献体に同意しないご遺族がいる場合は献体できません。

③ ご遺骨の受取りをしていただけるか

三重大学は献体後にご遺骨を必ず受取っていただきます。

④ 死亡診断書のコピーが手元にあるか

死亡診断書は医学教育に必要な情報です。原本は市区町村役場で火葬許可証を発行するために必要となります。原本を役場へ提出する前に必ずコピーをとってください。

⑤ 承諾書の記入者はいるか

お迎えの際は、必ず、ご遺族の立ち合いが必要です。

ご遺族代表者に「解剖に関する遺族の承諾書」へ署名をしていただきます。搬送の際にやむを得ずご遺族代表者がいらっしゃらない場合は、ほかの親族の方がお名前をご記入ください。

⑥ 重篤な感染症に罹ってはいないか

結核、肝炎、HIV、（誤嚥性肺炎を除く）肺炎などの感染症は献体処置担当者、解剖をする学生への二次感染を防ぐため、献体をお断りしております。

⑦ 事故等で内臓や血管に著しい損傷を受けた場合や死亡後臓器提供を行った場合

ご献体はお身体を長期保管するために、防腐処置を施す必要があります。防腐液は血管へ点滴のように流すため、事故等で内臓や血管に著しい損傷を受けた場合や、死亡後に臓器提供を行った場合は、献体をお断りしております。

なお、生前に手術などで身体の一部を切断されている場合は、献体可能です。

(2) お迎え前の確認と搬送

献体可能と判断された場合は、以下①～④を確認させていただきます。

① 死亡診断書のコピー 1部

搬送の際に必要です。お迎えまでにご用意いただき、お迎えに上がった職員にお渡しください。

② 火葬許可証(原本)

死亡診断書と一体になっております死亡届に必要な事項をご記入の上、市町村役場にご提出いただくと、市町村役場から『火葬許可書』が発行されます。『火葬許可書』の火葬場所の記入欄は津市「いつくしみの杜」としてください。大学の責任において津市「いつくしみの杜」の斎場で火葬させていただきます。

③ お迎え日時と場所

通夜・葬儀・お別れ会をされる場合は、日時、場所を確認させていただきます。

亡くなられてから三重大学への搬送までに日にちが空くと、お身体の状態が悪くなってしまうため、ドライアイスを入れていただくようお願いさせていただく場合もございます。

この確認時点で決まっていない場合は、日時・場所が決まり次第、献体窓口（059-232-1111 内線 6885）までお知らせください。お時間に合わせて、お車を手配します。ただし、三重県外へのお迎えはできませんのでご注意ください。

ご事情により通夜・葬儀などを執り行わない場合は、お亡くなりになった病院、施設などへ直接お迎えに上がることも可能です。

また、お車には台数制限があるため、ご希望の時間にお車を手配できない場合もございます。予めご了承ください。

④ 承諾書の記入者はいるか

「解剖に関する遺族の承諾書」に署名いただけるのはご遺族のみです。ご遺族以外の方が記入することはできませんので、必ずお立会いください。この承諾書は大学が用意し、搬送前にご記入いただきます。

お迎えは医学部献体担当職員が立ち会います。

出棺時間になりましたら、手配したお車に棺を乗せ、三重大学まで搬送いたします。

故人様とご遺族は、この搬送前が最後のお別れとなります。大学到着からご遺骨返還まで、大学が責任をもってお身体をお預かりいたします。

| 解剖に関する遺族の承諾書 | | | | |
|---|----------------------|-------------|--------|----|
| 1. 死者の住所 | 都 府 県 | 区 市 郡 | 町 村 | 番地 |
| ふりがな 氏名 | 性別 男・女 | | 出生(漢字) | |
| 職業 | 明・大・昭・平・令 年 月 日生(漢字) | | | |
| 2. 死亡年月日 | 令和 年 月 日 | | | |
| 3. 死亡場所 | | | | |
| 4. 死亡原因 | | | | |
| 上記の死体が死体解剖保存法の規定に基づいて解剖される ことに異存ありません。 | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | |
| 住 所 番 | | | | |
| 氏 名 印 | | | | |
| 氏 名 印 | | | | |
| 死者との続柄 | | | | |
| 国立大学法人 三重大学医学部長 殿 | | | | |

解剖に関する遺族の承諾書

【第4章】 納棺からご遺骨返還まで

■ 納棺

三重大学では、医学部医学科3年次に、約8週間の解剖実習を行なっています。解剖実習はひとりのご献体を1班4名の学生が担当し、協力しながら全身の細部まで勉強させていただいております。

解剖実習最終日には学生全員で納棺を行います。担当学生がご献体を、棺に納め、ご献体にお花をお供えます。最後に黙祷を捧げ、解剖実習を終えます。

■ 火葬およびご収骨

解剖が終了したご遺体は、津市「いつくしみの杜」にて火葬に付します。

ご収骨に関しましては、ご遺族に代わり献体担当職員が責任を持って収骨させていただきます。また収骨方法につきましては部分収骨とし、直径約10cm(3寸)の骨壺に納めご遺族にお返ししております。

■ 解剖体感謝式および御遺骨返還式

毎年10月に、三重大学三翠ホールにて、ご遺族様をはじめ三重大学に献体登録をされている方をお招きし、三重大学教職員、医学生、看護学生、関係者が参列し、ご献体いただいた方々への感謝の意を込め解剖体感謝式を執り行います。



本式典は、学生の解剖実習、病理解剖、医学の発展のためにお身体を提供された献体者およびご遺族様に対し、三重大学医学部が感謝の意をする厳粛な式典です。

解剖体感謝式では教職員、学生らが、ご献体者様へ追悼の辞、感謝の言葉を述べます。

そして列席者、医学生、看護学生、三重大学教職員、関係者などが献花を捧げます。

ご遺骨を医学生、看護学生が舞台からご遺骨返還式会場まで移動します。

解剖体感謝式閉式後は、ご列席いただいたご遺族様、献体登録者様にホール出口でお花をお配りし、教職員がお見送りさせていただきます。

ご遺骨返還対象のご遺族様は、解剖体感謝式閉式後、ご遺骨返還式会場にて、ご遺骨と献体の際にお預かりしました火葬許可書をご返還させていただきます。ご遺骨返還式閉式後、ホール出口でお花をお配りし、教職員がお見送りさせていただきます。

解剖体感謝式への招待状は、献体登録者様へは毎年、ご献体された方についてはご献体いただいた年、ご遺族様(承諾書署名者様)宛に三重大学医学部より9月頃に送付いたします。

ご遺骨返還対象のご遺族様につきましては、「ご遺骨の返還について」のご案内をいたします。「解剖に関する遺族の承諾書」へご署名いただいた方へ送付いたしますのでご確認ください。

9月になりましたら解剖体感謝式および御遺骨返還式への招待状を、三重大学医学部より送付いたします。

ご遺骨返還式にやむを得ずご列席いただけない場合にはご遺骨をお預かりしますので、ご都合のよい日(平日9時~16時)に三重大学医学部にお越しく下さい。お越しの際は、ご遺骨返還の準備をしますので、事前に窓口(医学部学務課 059-232-1111 内線 6308)までご連絡ください。

■文部科学大臣からの感謝状について

ご献体をされる際に、ご遺族様に「文部科学大臣からの感謝状について」のご案内をいたします。この感謝状はご遺族様が受け取ることを希望された場合のみ、申請ができます。

受取りを希望された場合、三重大学から文部科学省に申請をおこない、感謝状の発行を受けます。

できる限りご遺骨と共にお渡しできるようにしておりますが、諸事情によりご遺骨返還時に間に合わない場合は、後日郵送させていただきます。





2025年1月 第2版

編集・発行

三重大学医学部 発生再生医学 三重不老会事務局

〒514-8507 三重県津市江戸橋 2-174 電話 059-232-1111 内線 6885

無断複写転用禁止